

## 第 15 回 古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会

- ・ 日 時：平成 28 年 5 月 18 日（水）19 時～21 時 10 分
- ・ 場 所：古賀市役所 501・502・503 会議室
- ・ 傍聴者：2 名
- ・ 出席者
  - ・ 委員（名簿順・敬称略）：水田、宮本、二宮、谷口、柳武、篠崎、高村、今村、吉田、大神、本田、坂本、福岡、則元、戸田、笠井、多田隈（計 17 名）
  - ※欠席者：矢部、清水、池端、保井、中村、大谷、最所、木庭、櫻井（計 9 名）
  - ・ 議会事務局：事務局長、係長
  - ・ 事務局：コミュニティ推進課・課長、同係長、同係員
  - ・ ファシリテーター：村田、今井（(株) エム環境デザインシステム）
- ・ 配付資料
  - 資料 1 第 10 回とりまとめ部会・会議録
  - 資料 2 はじめの一步案 ver.2（第 14 回策定委員会意見反映後）
  - 資料 3-1 ミニ出前講座資料 二元代表制について
  - 資料 3-2 ミニ出前講座資料 市議会（議会基本条例）について
  - 資料 4 自治基本条例だより 第 14 号
  - 資料 5 第 14 回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会・会議録
  - 資料 6 補助資料
  - 資料 7 自治基本条例（仮称）策定スケジュール（案）
  - 参考資料 古賀市民憲章
- ・ テーマ：市議会についてなど
- ・ 会議内容：以下の通り

### 1. 開会

（策定委員会会長よりあいさつ）

### 2. とりまとめ部会からの報告・提案～前回の成果のまとめ

（とりまとめ部会より、資料 1、資料 2 をもとに報告・提案後、各班で「はじめの一步案 ver.2」の内容について確認）

### 3. ミニ出前講座「二元代表制について」、「市議会（議会基本条例）について」

（二元代表制について、コミュニティ推進課より資料 3-1 をもとに説明）

（市議会（議会基本条例）について、議会事務局より資料 3-2 をもとに説明）

### ○質疑応答

- ・ 政務活動費の情報公開の見方について
- ・ 政務活動費の金額について
- ・ 議員の活動を市民が知る方法について

#### 4. グループでの話し合い

(ミニ出前講座の内容及び「はじめの一步案 ver.2」、補助資料等をもとに、①各主体の役割、②市民の定義、③全体構成案について意見交換)

#### ○各班の発表概要

##### 【1班】

##### (1) 各主体の役割について

- ・市民活動団体が地域で連携・協力することで、自治会だけでは解決が困難な課題に取り組める(地域にぬくもりを届ける存在)。

##### (2) 市民の定義について

- ・実際に古賀市に居住または、活動していること。
- ・まずは個人を基軸にするか、最初に広く市民を定義するか検討する必要がある。

##### (3) 条例素案全体構成案について

- ・第3章のタイトル。『自治運営』というと、自治会運営や行政運営と捉えられやすいことから「市民自治の基本的事項」としてはどうか。
- ・自治基本条例には議会基本条例を尊重し、位置付けることとするが、議会基本条例を広く市民に知ってもらい意味も込めて議会の章を設け、議会基本条例の重要な項目を記載することも検討したい。

##### 【2班】

##### (1) 各主体の役割について

- ・今後も自治会には、行政とのパイプ役を担って欲しい。
- ・「議員の役割」を加えることも検討したい。
- ・まちの活気や産業活性化のため、市長自らが積極的に行動する(トップセールス)。
- ・市は、共働のまちづくり推進のため、市民活動団体の主体性を尊重し、支援を行う。
- ・市は、共働のまちづくり推進のため、事業者の主体性を尊重し、相互連携を図る。
- ・市民活動団体の定義として、反社会的活動団体の除外規定なども必要。

##### (2) 市民の定義について

- ・市内に住所を持っている者、市内に居住・就業・就学する者、市内に事務所を有する法人その他の団体、市内で活動する法人その他の団体。

##### (3) 条例素案全体構成案について

- ・今回は特に加筆修正の意見はなかったが、今後、個別の議論をする中で変わってくることもある。

##### 【3班】

##### (1) 各主体の役割について

- ・校区コミュニティと自治会の役割は、別の章で盛り込むことも検討したい。

##### (2) 市民の定義について

- ・市内に住所を持っている者、市内に居住・就業・就学・活動する者、市内に事務所を有する法人その他の団体、市内で活動する法人その他の団体。

##### (3) 条例素案全体構成案について

- ・個別条例との関係もあるので自治基本条例では、あまり細かいことまで決めない方がよい。
- ・「前文」は夢を語る部分としてしっかり確保したい。

#### 5. おわりに

(事務局より次回の確認等の事務連絡、会長より閉会あいさつ)